

所長のひとりごと



8月7日に、地元の小学校の学童でけん玉の技披露とけん玉教室を行いました。妻の親戚の方が、学童で先生をしている関係で招待していただきました。

教室に入って少ししたら、たくさんの子供たちが教室に入ってきたので人数を数えたら約60人もいました。

事前に人数確認をしておらず、まさかそんなに子供がいるとは思っていませんでした。貸出用のけん玉を少ししか持っていなかったので内心どうしようと思っていました。

まず、娘と私で「級位」や「段位」に出てくる技を披露しました。その後、変わった技を披露してから子供たちにけん玉を体験してもらいました。

体験の終わりに、子供たちが練習の成果を披露してくれました。みんなとても上手にけん玉をしてくれました。最後にもう一度、娘と私で難しい技の披露をして無事にけん玉教室が終わりました。

けん玉を通して子供たちと楽しくコミュニケーションが取れたことがとてもうれしくいい思い出になりました。

税金お役立ち情報

医療費控除の改正で、提出書類の変更があります。今までは、領収書の添付をしていれば明細書の記入や提出をしていない場合でも医療費控除が認められていました。

平成29年の改正で、明細書の記入・提出が必要となります。これは、従来の医療費控除だけでなく、セルフメディケーション税制による特例についても同様となります。

その代わりに、領収書の添付は必要なくなります。ただし、確定申告から5年間は税務署からの提示や提出の求めがある場合があるので、保管するようにしてください。

従来の医療費控除については、明細書の記入・提出の代わりに医療費通知書の添付でも構いません。ただし、医療費通知書に記載がないものについては、明細書の記入・提出が必要となります。